松戸市地域子ども・子育て支援事業運営業務委託事業者選考委員会評価基準

１．趣旨

この基準は、松戸市地域子ども・子育て支援事業運営業務に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２．評価方法

（１）選考委員は、提案内容を基に別表「松戸市地域子ども・子育て支援事業運営業務委託事業者選考

評価基準表兼採点表で採点を行い、各委員の採点の合計点数が最も高い者を優先交渉権者とする。

（２）評価点が最も高い者が複数いた場合には、重要度Ａの評価項目のみの審査点を合計し、最も高い者

を優先交渉権者とする。

（３）前項までの手順を踏んでもなお評価点の合計が同点の場合は、選考委員の合議による優劣の比較

審査を行い、優先交渉権者を選考する。

（４）評価の結果、評価点の合計が各選考委員に配点された審査基礎点の合計の６割に満たない場合は、

参加応募者が１者の場合であっても、優先的交渉権者として選考しないものとする。

３．評価点

　　各選考委員に配分される評価点は150点満点とし、各評価項目及び点数配分は下表のとおりとする。

